

税制改正による市民税・県民税の主な改正点



市民税課 ☎229-3130 📠229-3331

令和7年度税制改正は、令和7年1月1日～12月31日の収入を基礎とする令和8年度の個人住民税から適用されます。

■給与所得控除の見直し

給与収入が190万円以下の人を対象に、給与所得控除額が最大10万円引き上げられます。

給与収入	改正前給与所得控除額	改正後給与所得控除額	引き上げ額
162.5万円以下	55万円	65万円	10万円
162.5万円超～180万円以下	給与等の収入金額×40%－10万円	65万円	3万円～10万円
180万円超～190万円以下	給与等の収入金額×30%＋8万円	65万円	0円～3万円

■各種扶養控除等に係る所得要件額の引き上げ

扶養控除・配偶者控除・ひとり親控除・雑損控除・勤労学生控除・家内労働者特例の適用を受ける人の所得要件額が一律10万円引き上げられます。

例えば、同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額要件は48万円から58万円(給与収入ベースでは103万円から123万円)に引き上げられます。

■大学生年代の子等に関する特別控除の創設

納税義務者に、合計所得金額が58万円超～123万円以下(給与収入123万円超～188万円以下)で生計を同一にする19歳以上23歳未満の親族がいる場合、段階的な控除が新設されます。所得額に応じて3万円～45万円の控除が適用されるため、従来の扶養控除の対象とならなかった大学生等のアルバイト収入がある場合でも、親の税負担が軽減されます。

■個人住民税の電子申告

令和7年中の所得等に対する申告分から電子申告が行えるようになります。開始日などについて詳しくは、決まり次第、市ホームページでお知らせします。



マイナンバーの記載が必要
給与支払報告書にはマイナンバー(法人番号・個人番号)の記載が必要です。個人事業主は「給与支払者の個人番号または法人番号」の欄に個人番号を記載し、本人確認書類(マイナンバーカードなど)の写しを添付してください。

※事務処理の都合上、1月16日(金)までの提出にご協力ください。
締め切り 2月2日(月)

事業主は、令和7年1月1日～12月31日に給与等を支払った場合、令和8年度給与支払報告書を作成し、給与の支払いを受ける人が令和8年1月1日現在に居住する市町村に提出しなければなりません。個人別明細書に総括表を添えて提出してください。

**期限までに
給与支払報告書の提出を**

期限までに



必ず特別徴収を

給与所得者の個人住民税は、給与の支払いをする事業主が給与から特別徴収(引き去り)して、給与所得者に代わって市に納入することになっています。パート・アルバイト・期限付き雇用の従業員を含む全ての従業員が対象です。

ただし、退職者および次のいずれかに該当する場合は、普通徴収にすることができません。

- 乙欄適用で他事業所から特別徴収されている
- 給与が支給されない月がある
- 事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限り)
- 退職予定者(5月末までに退職予定の人)

市民税課 ☎229-3130 📠229-3331